

長浜市多文化共生・国際化のまちづくり市民会議開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民や市民団体等と協働体制を築きながら、互いの国籍、民族及び文化の違いを尊重し、共に暮らす多文化共生のまちづくりを進めるにあたり、広く市民等から意見聴取を行うため、長浜市多文化共生・国際化のまちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 市民会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 多文化共生や国際化に向けたまちづくりの推進に係る研究並びに検討、部局間の連携並びに施策の総合的な企画及び推進に関する事項
- (2) 長浜市多文化共生のまちづくり指針及び同指針行動計画の作成並びに進行管理に関する事項
- (3) 市民の多文化共生や国際化意識の向上に関する事項
- (4) その他多文化共生や国際化に向けたまちづくりの推進のために必要な事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、市民会議への参加を求めるものとする。この場合において、参加者の性別構成は、男女いずれも参加者の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 国際交流団体若しくは多文化共生事業に取り組む団体の推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 外国人市民
- (5) 市民公募による者
- (6) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 市民会議の参加者は、その互選により市民会議を進行する座長を定めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、市民会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 市民会議の庶務は、市民協働部市民活躍課において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、市民会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則
この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成30年6月1日から施行する。